

公 示

九州運輸局長
令和7年4月8日

道路運送法施行規則第55条の規定により、下記事案を公示する。

なお、道路運送法施行規則第56条に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和7年4月18日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

(公示番号 九運公第4号)

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃等の上限変更認可申請

事案番号	申請者	申請概要						備考
		現 行			申 請			
長6運78	長崎自動車株式会社	対キロ区間制	基準賃率	27円50銭	対キロ区間制	基準賃率	37円50銭	
			初乗運賃	160円		初乗運賃	220円	
		特殊区間制	1区	160円	特殊区間制	1区	220円	
			2区	170円		2区	230円	
			3区	180円		3区	280円	
			4区	190円		4区	290円	
長6運79	さいかい交通株式会社	対キロ区間制	基準賃率	27円50銭	対キロ区間制	基準賃率	37円50銭	
			初乗運賃	160円		初乗運賃	220円	
		特殊区間制	1区	160円	特殊区間制	1区	220円	
			2区	170円		2区	230円	